

# 新旧対照表

滝川市地域防災計画

滝川市地域防災計画新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																																																																																																																																
<p><b>1章 総則</b> (略) 第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 自衛隊 (陸上自衛隊第10即応機動連隊連隊) (略)</p> <p><b>第2章 防災組織</b> 第1節 滝川市防災会議 1 市防災会議の組織 (略)</p> <p>自衛隊の部隊又は機関 ———— 陸上自衛隊 第10即応機動連隊</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害対策本部 (略) 別表第1</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部組織(変更後)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(部名)</th> <th>(部長)</th> <th>(副部長)</th> <th>(班名)</th> <th>(班長)</th> <th>(副班長)</th> <th>(構成)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td rowspan="2">総務部長</td> <td rowspan="2">総務部次長(行革)</td> <td>統括班</td> <td>防災危機対策室長</td> <td>----</td> <td>防災危機対策室(総務課)</td> </tr> <tr> <td>緊急情報調査班</td> <td>観光国際課主幹</td> <td>----</td> <td>観光国際課(観光振興係:スカイスポーツ担当)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td rowspan="3">総務部長</td> <td rowspan="3">総務部次長(行革)</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課主幹</td> <td>総務課(防災危機対策室を除く) 遊管事務局・観光国際課(国際交流係)</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課長補佐</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>企画班</td> <td>企画課長</td> <td>企画課長補佐</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調査班</td> <td rowspan="3">調査課長</td> <td rowspan="3">調査課長</td> <td>調査班</td> <td>税務課長</td> <td>会計課長</td> <td>税務課・会計課・議会事務局</td> </tr> <tr> <td>市民対策班</td> <td>市民課長</td> <td>保険医療課長</td> <td>市民課・保健医療課・子育て応援課 こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>防疫・清掃班</td> <td>暮らし支援課長</td> <td>暮らし支援課長補佐</td> <td>暮らし支援課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">商工班</td> <td rowspan="3">産業振興課長</td> <td rowspan="3">観光国際課長補佐</td> <td>商工班</td> <td>産業振興課長</td> <td>観光国際課長補佐</td> <td>産業振興課・観光国際課(国際交流係及びスカイスポーツ担当除く)</td> </tr> <tr> <td>農務班</td> <td>農政課長</td> <td>農政課長補佐</td> <td>農政課 農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>避難対策班</td> <td>福祉課長</td> <td>介護福祉課長</td> <td>福祉課・介護福祉課(地域包括支援センターを含む) 江部乙支所 健康づくり課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施設部</td> <td rowspan="4">建設部長</td> <td rowspan="4"></td> <td>土木班</td> <td>土木課長</td> <td>土木課長補佐</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td>建築住宅施設班</td> <td>建築住宅課長</td> <td>建築住宅課長補佐</td> <td>建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>都市計画施設班</td> <td>都市計画課長</td> <td>都市計画課長補佐</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>土木課長</td> <td>土木課長補佐</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育・課長部</td> <td rowspan="2">教育部長</td> <td rowspan="2">教育部指導参事</td> <td>教育対策班</td> <td>教育総務課長</td> <td>学校運営課長</td> <td>教育総務課・学校運営課・西高等学校事務局</td> </tr> <tr> <td>避難所対策班</td> <td>社会教育課長</td> <td>社会教育課長補佐</td> <td>社会教育課 (図書館、美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療部</td> <td rowspan="2">市立病院事務部長</td> <td rowspan="2">市立病院看護部長</td> <td>医療班</td> <td>(病)各課長</td> <td></td> <td>市立病院</td> </tr> <tr> <td>滝川地区広域消防事務組合</td> <td>団長</td> <td>署長</td> <td>消防員</td> </tr> </tbody> </table>	(部名)	(部長)	(副部長)	(班名)	(班長)	(副班長)	(構成)	総務部	総務部長	総務部次長(行革)	統括班	防災危機対策室長	----	防災危機対策室(総務課)	緊急情報調査班	観光国際課主幹	----	観光国際課(観光振興係:スカイスポーツ担当)	総務部	総務部長	総務部次長(行革)	総務班	総務課長	総務課主幹	総務課(防災危機対策室を除く) 遊管事務局・観光国際課(国際交流係)	財務班	財政課長	財政課長補佐	財政課	企画班	企画課長	企画課長補佐	企画課	調査班	調査課長	調査課長	調査班	税務課長	会計課長	税務課・会計課・議会事務局	市民対策班	市民課長	保険医療課長	市民課・保健医療課・子育て応援課 こども発達支援センター	防疫・清掃班	暮らし支援課長	暮らし支援課長補佐	暮らし支援課	商工班	産業振興課長	観光国際課長補佐	商工班	産業振興課長	観光国際課長補佐	産業振興課・観光国際課(国際交流係及びスカイスポーツ担当除く)	農務班	農政課長	農政課長補佐	農政課 農業委員会事務局	避難対策班	福祉課長	介護福祉課長	福祉課・介護福祉課(地域包括支援センターを含む) 江部乙支所 健康づくり課長	施設部	建設部長		土木班	土木課長	土木課長補佐	土木課	建築住宅施設班	建築住宅課長	建築住宅課長補佐	建築住宅課	都市計画施設班	都市計画課長	都市計画課長補佐	都市計画課	下水道施設班	土木課長	土木課長補佐	土木課	教育・課長部	教育部長	教育部指導参事	教育対策班	教育総務課長	学校運営課長	教育総務課・学校運営課・西高等学校事務局	避難所対策班	社会教育課長	社会教育課長補佐	社会教育課 (図書館、美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む)	医療部	市立病院事務部長	市立病院看護部長	医療班	(病)各課長		市立病院	滝川地区広域消防事務組合	団長	署長	消防員	<p><b>第1章 総則</b> (略) 第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 自衛隊 (陸上自衛隊<b>北部方面隊第11旅団</b>第10即応機動連隊) (略)</p> <p><b>第2章 防災組織</b> 第1節 滝川市防災会議 1 市防災会議の組織 (略)</p> <p>自衛隊の部隊又は機関 ———— 陸上自衛隊<b>北部方面隊第11旅団</b>第10即応機動連隊</p> <p>(略)</p> <p>第2節 災害対策本部 (略) 別表第1</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部組織(変更後)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>(部名)</th> <th>(部長)</th> <th>(副部長)</th> <th>(班名)</th> <th>(班長)</th> <th>(副班長)</th> <th>(構成)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総務部</td> <td rowspan="2">総務部長</td> <td rowspan="2">総務部次長(行革)</td> <td>統括班</td> <td>防災危機対策室長</td> <td>----</td> <td>防災危機対策室(総務課)</td> </tr> <tr> <td>緊急情報調査班</td> <td>観光国際課主幹</td> <td>----</td> <td>観光国際課(観光振興係:スカイスポーツ担当)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総務部</td> <td rowspan="3">総務部長</td> <td rowspan="3">総務部次長(行革)</td> <td>総務班</td> <td>総務課長</td> <td>総務課補佐</td> <td>総務課(防災危機対策室を除く) 遊管事務局・観光国際課(国際交流係)</td> </tr> <tr> <td>財務班</td> <td>財政課長</td> <td>財政課長補佐</td> <td>財政課</td> </tr> <tr> <td>企画班</td> <td>企画課長</td> <td>企画課長補佐</td> <td>企画課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">調査班</td> <td rowspan="3">調査課長</td> <td rowspan="3">調査課長</td> <td>調査班</td> <td>税務課長</td> <td>会計課長</td> <td>税務課・会計課・議会事務局</td> </tr> <tr> <td>市民対策班</td> <td>市民課長</td> <td>保険医療課長</td> <td>市民課・保健医療課・子育て応援課 こども発達支援センター</td> </tr> <tr> <td>防疫・清掃班</td> <td>暮らし支援課長</td> <td>暮らし支援課長補佐</td> <td>暮らし支援課</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">商工班</td> <td rowspan="3">産業振興課長</td> <td rowspan="3">観光国際課長補佐</td> <td>商工班</td> <td>産業振興課長</td> <td><b>観光国際課長</b></td> <td>産業振興課・観光国際課(国際交流係及びスカイスポーツ担当除く)</td> </tr> <tr> <td>農務班</td> <td>農政課長</td> <td>農政課長補佐</td> <td>農政課 農業委員会事務局</td> </tr> <tr> <td>避難対策班</td> <td>福祉課長</td> <td>介護福祉課長</td> <td>福祉課・介護福祉課(地域包括支援センターを含む) 江部乙支所 健康づくり課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施設部</td> <td rowspan="4">建設部長</td> <td rowspan="4"></td> <td>土木班</td> <td>土木課長</td> <td>土木課長補佐</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td>建築住宅施設班</td> <td>建築住宅課長</td> <td>建築住宅課長補佐</td> <td>建築住宅課</td> </tr> <tr> <td>都市計画施設班</td> <td>都市計画課長</td> <td>都市計画課長補佐</td> <td>都市計画課</td> </tr> <tr> <td>下水道施設班</td> <td>土木課長</td> <td>土木課長補佐</td> <td>土木課</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教育・課長部</td> <td rowspan="2">教育部長</td> <td rowspan="2">教育部指導参事</td> <td>教育対策班</td> <td>教育総務課長</td> <td>学校運営課長</td> <td>教育総務課・学校運営課・西高等学校事務局</td> </tr> <tr> <td>避難所対策班</td> <td>社会教育課長</td> <td>社会教育課長補佐</td> <td>社会教育課 (図書館、美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療部</td> <td rowspan="2">市立病院事務部長</td> <td rowspan="2">市立病院看護部長</td> <td>医療班</td> <td>(病)各課長</td> <td></td> <td>市立病院</td> </tr> <tr> <td>滝川地区広域消防事務組合</td> <td>本部長、署長、警防課長、団長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(部名)	(部長)	(副部長)	(班名)	(班長)	(副班長)	(構成)	総務部	総務部長	総務部次長(行革)	統括班	防災危機対策室長	----	防災危機対策室(総務課)	緊急情報調査班	観光国際課主幹	----	観光国際課(観光振興係:スカイスポーツ担当)	総務部	総務部長	総務部次長(行革)	総務班	総務課長	総務課補佐	総務課(防災危機対策室を除く) 遊管事務局・観光国際課(国際交流係)	財務班	財政課長	財政課長補佐	財政課	企画班	企画課長	企画課長補佐	企画課	調査班	調査課長	調査課長	調査班	税務課長	会計課長	税務課・会計課・議会事務局	市民対策班	市民課長	保険医療課長	市民課・保健医療課・子育て応援課 こども発達支援センター	防疫・清掃班	暮らし支援課長	暮らし支援課長補佐	暮らし支援課	商工班	産業振興課長	観光国際課長補佐	商工班	産業振興課長	<b>観光国際課長</b>	産業振興課・観光国際課(国際交流係及びスカイスポーツ担当除く)	農務班	農政課長	農政課長補佐	農政課 農業委員会事務局	避難対策班	福祉課長	介護福祉課長	福祉課・介護福祉課(地域包括支援センターを含む) 江部乙支所 健康づくり課長	施設部	建設部長		土木班	土木課長	土木課長補佐	土木課	建築住宅施設班	建築住宅課長	建築住宅課長補佐	建築住宅課	都市計画施設班	都市計画課長	都市計画課長補佐	都市計画課	下水道施設班	土木課長	土木課長補佐	土木課	教育・課長部	教育部長	教育部指導参事	教育対策班	教育総務課長	学校運営課長	教育総務課・学校運営課・西高等学校事務局	避難所対策班	社会教育課長	社会教育課長補佐	社会教育課 (図書館、美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む)	医療部	市立病院事務部長	市立病院看護部長	医療班	(病)各課長		市立病院	滝川地区広域消防事務組合	本部長、署長、警防課長、団長			<p>P1-4 正規の名称を追加</p> <p>P2-1 正規の名称を追加</p> <p>P2-6 組織改編に伴う変更</p> <p>(注)令和3年4月1日時点での人事異動後の組織・機構等に整合することとなるので、現改訂案は更に変更されることがあります。</p>
(部名)	(部長)	(副部長)	(班名)	(班長)	(副班長)	(構成)																																																																																																																																																																																																												
総務部	総務部長	総務部次長(行革)	統括班	防災危機対策室長	----	防災危機対策室(総務課)																																																																																																																																																																																																												
			緊急情報調査班	観光国際課主幹	----	観光国際課(観光振興係:スカイスポーツ担当)																																																																																																																																																																																																												
総務部	総務部長	総務部次長(行革)	総務班	総務課長	総務課主幹	総務課(防災危機対策室を除く) 遊管事務局・観光国際課(国際交流係)																																																																																																																																																																																																												
			財務班	財政課長	財政課長補佐	財政課																																																																																																																																																																																																												
			企画班	企画課長	企画課長補佐	企画課																																																																																																																																																																																																												
調査班	調査課長	調査課長	調査班	税務課長	会計課長	税務課・会計課・議会事務局																																																																																																																																																																																																												
			市民対策班	市民課長	保険医療課長	市民課・保健医療課・子育て応援課 こども発達支援センター																																																																																																																																																																																																												
			防疫・清掃班	暮らし支援課長	暮らし支援課長補佐	暮らし支援課																																																																																																																																																																																																												
商工班	産業振興課長	観光国際課長補佐	商工班	産業振興課長	観光国際課長補佐	産業振興課・観光国際課(国際交流係及びスカイスポーツ担当除く)																																																																																																																																																																																																												
			農務班	農政課長	農政課長補佐	農政課 農業委員会事務局																																																																																																																																																																																																												
			避難対策班	福祉課長	介護福祉課長	福祉課・介護福祉課(地域包括支援センターを含む) 江部乙支所 健康づくり課長																																																																																																																																																																																																												
施設部	建設部長		土木班	土木課長	土木課長補佐	土木課																																																																																																																																																																																																												
			建築住宅施設班	建築住宅課長	建築住宅課長補佐	建築住宅課																																																																																																																																																																																																												
			都市計画施設班	都市計画課長	都市計画課長補佐	都市計画課																																																																																																																																																																																																												
			下水道施設班	土木課長	土木課長補佐	土木課																																																																																																																																																																																																												
教育・課長部	教育部長	教育部指導参事	教育対策班	教育総務課長	学校運営課長	教育総務課・学校運営課・西高等学校事務局																																																																																																																																																																																																												
			避難所対策班	社会教育課長	社会教育課長補佐	社会教育課 (図書館、美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む)																																																																																																																																																																																																												
医療部	市立病院事務部長	市立病院看護部長	医療班	(病)各課長		市立病院																																																																																																																																																																																																												
			滝川地区広域消防事務組合	団長	署長	消防員																																																																																																																																																																																																												
(部名)	(部長)	(副部長)	(班名)	(班長)	(副班長)	(構成)																																																																																																																																																																																																												
総務部	総務部長	総務部次長(行革)	統括班	防災危機対策室長	----	防災危機対策室(総務課)																																																																																																																																																																																																												
			緊急情報調査班	観光国際課主幹	----	観光国際課(観光振興係:スカイスポーツ担当)																																																																																																																																																																																																												
総務部	総務部長	総務部次長(行革)	総務班	総務課長	総務課補佐	総務課(防災危機対策室を除く) 遊管事務局・観光国際課(国際交流係)																																																																																																																																																																																																												
			財務班	財政課長	財政課長補佐	財政課																																																																																																																																																																																																												
			企画班	企画課長	企画課長補佐	企画課																																																																																																																																																																																																												
調査班	調査課長	調査課長	調査班	税務課長	会計課長	税務課・会計課・議会事務局																																																																																																																																																																																																												
			市民対策班	市民課長	保険医療課長	市民課・保健医療課・子育て応援課 こども発達支援センター																																																																																																																																																																																																												
			防疫・清掃班	暮らし支援課長	暮らし支援課長補佐	暮らし支援課																																																																																																																																																																																																												
商工班	産業振興課長	観光国際課長補佐	商工班	産業振興課長	<b>観光国際課長</b>	産業振興課・観光国際課(国際交流係及びスカイスポーツ担当除く)																																																																																																																																																																																																												
			農務班	農政課長	農政課長補佐	農政課 農業委員会事務局																																																																																																																																																																																																												
			避難対策班	福祉課長	介護福祉課長	福祉課・介護福祉課(地域包括支援センターを含む) 江部乙支所 健康づくり課長																																																																																																																																																																																																												
施設部	建設部長		土木班	土木課長	土木課長補佐	土木課																																																																																																																																																																																																												
			建築住宅施設班	建築住宅課長	建築住宅課長補佐	建築住宅課																																																																																																																																																																																																												
			都市計画施設班	都市計画課長	都市計画課長補佐	都市計画課																																																																																																																																																																																																												
			下水道施設班	土木課長	土木課長補佐	土木課																																																																																																																																																																																																												
教育・課長部	教育部長	教育部指導参事	教育対策班	教育総務課長	学校運営課長	教育総務課・学校運営課・西高等学校事務局																																																																																																																																																																																																												
			避難所対策班	社会教育課長	社会教育課長補佐	社会教育課 (図書館、美術自然史館・こども科学館・郷土館を含む)																																																																																																																																																																																																												
医療部	市立病院事務部長	市立病院看護部長	医療班	(病)各課長		市立病院																																																																																																																																																																																																												
			滝川地区広域消防事務組合	本部長、署長、警防課長、団長																																																																																																																																																																																																														

3章 災害情報通信計画

第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1) 注意報発表基準  
(略)

大	雨	土壌雨量指数基準	117以上
大		雪	30cm以上
		雷	落雷等により被害が予想される場合
乾		燥	最小湿度30%以下で、実効湿度60%以下
濃		霧	陸上200m以下
		霜	3℃以下
な	だ	れ	ア 24時間降雪の深さ30cm以上 イ 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低	温	5月～10月 (平均気温)	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
		11月～4月 (最低気温)	平年より8℃以上低い
着		雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融	雪	(雨量、融雪量)	24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が70mm以上

(2) 警報発表基準  
(略)

大	雪	現地の12時間降雪の深さ	50cm以上
---	---	--------------	--------

(略)

第3章 災害予防計画

(略)

第2節 災害危険区域及び整備計画

(略)

2 地すべり、がけ崩れ等予想区域

降雨、地質等が原因で地すべりにより災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第2のとおりである。

3章 災害情報通信計画

第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1) 注意報発表基準  
(略)

大	雨	土壌雨量指数基準	90
大		雪	2時間降雪の深さ30cm以上
		雷	落雷等により被害が予想される場合
乾		燥	最小湿度30%、実効湿度60%
濃		霧	視程200m以下
		霜	最低気温3℃以下
な	だ	れ	ア 24時間降雪の深さ30cm以上 イ 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低	温	5月～10月(平均気温) 平年より	5℃以上低い日が2日以上継続
		11月～4月(最低気温) 平年より	8℃以上低い
着		雪	気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融	雪	(雨量、融雪量)	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計

(2) 警報発表基準  
(略)

大	雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15
---	---	-------	----------	----

(略)

		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	153
--	--	--------	----------	-----

大	雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm
---	---	-------	---------------

(略)

第4章 災害予防計画

(略)

第2節 災害危険区域及び整備計画

(略)

2 地すべり、がけ崩れ等予想区域

北海道による調査結果を踏まえ、令和2年(2020年)12月11日付けで、市内7カ所の「土砂災害警戒区域等」が次のとおり指定された。(別図3)

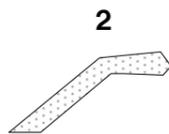
	土砂災害の分類	区域の名称	所在地	土砂災害指定区域	
				警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
1	急傾斜地	滝川一の坂1	一の坂町西1丁目及び本町6丁目の一部	○	
2		滝川一の坂2	一の坂町東1丁目及び大町6丁目の一部	○	○
3		滝川一の坂3	一の坂町東1丁目及び大町6丁目の一部	○	○
4		滝川一の坂4	一の坂町東1丁目～2丁目及び大町6丁目の一部	○	○
5		滝川一の坂5	一の坂町東3丁目、大町6丁目及び緑町7丁目の一部	○	○
6		滝川文京町1	文京町1丁目の一部	○	○
7		滝川本町1	本町6丁目及び一の坂町西1丁目の一部	○	

P3-1  
気象台の警報・注意報発表基準一覧表の数値等改正による見直し

P3-2  
同上

P4-3  
土砂災害指定区域の指定による追加記載

別図3  
災害危険区域位置図



地滑り、がけ崩れ等の予想区域（旭沢周辺）  
（略）

別表第2 地すべり、がけ崩れ等予想区域  
（略）

第3節 水防計画  
（略）

10 滝川市洪水避難マップ（洪水ハザードマップ）  
（略）

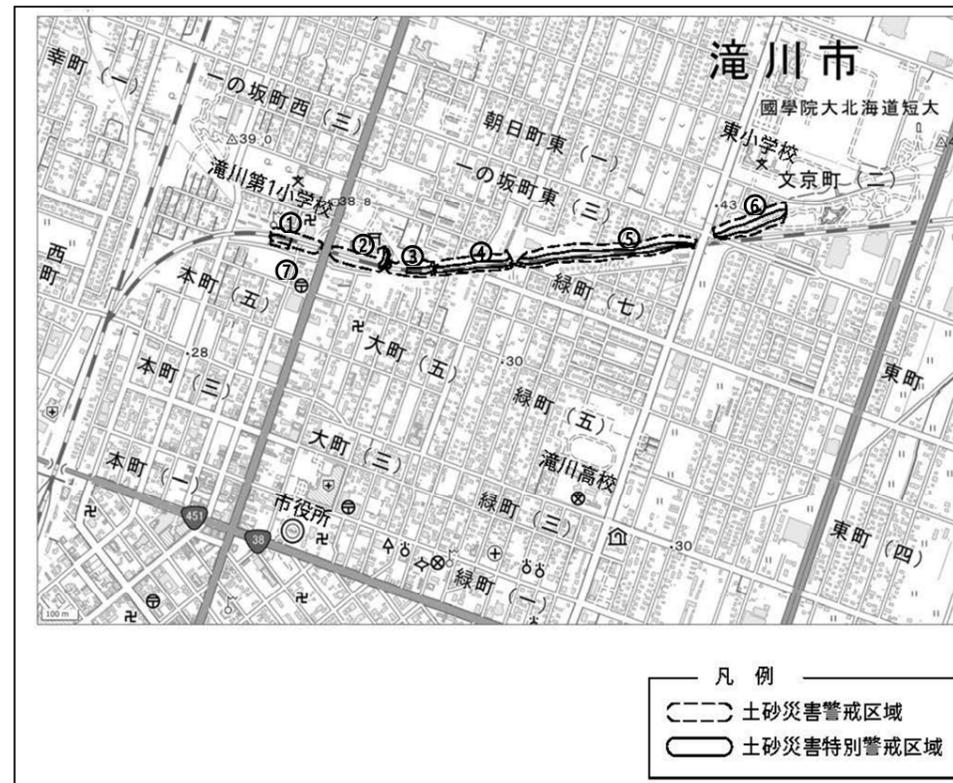
(3) 想定規模及びはん濫範囲

大雨の規模は、石狩川でおおむね150年に1回程度、空知川でおおむね100年に1回程度起こる大雨により、河川がはん濫した場合のはん濫範囲を重ね合わせて示している。

なお、はん濫の範囲は、雨の降り方や土地利用の変化などにより変わることがあり、別図の中で示した浸水想定区域以外の区域でも、場合によっては浸水することもありう  
（略）

別図 滝川市ハザードマップ  
（略）

別図3



別図4  
災害危険区域位置図 **削除**  
（略）

別表第2 地すべり、がけ崩れ等予想区域 **削除**  
（略）

第3節 水防計画  
（略）

10 滝川市洪水避難マップ（洪水ハザードマップ）  
（略）

(3) 想定規模及びはん濫範囲

大雨の規模は、平成27年の水防法改正により、降雨の計画規模から想定最大規模に変更となり、新たに国や北海道から公表された「想定しうる最大規模の降雨量」を想定した。

- ・石狩川：72時間総雨量 358mm 毎年度確率1/1,000
- ・空知川：72時間総雨量 404mm 毎年度確率1/1,000
- ・熊穴川：2.8時間総雨量 202mm 毎年度確率1/7,000,000

（略）

別図 滝川市ハザードマップ **削除**  
（略）

P4-8  
土砂災害指定区域の指定による位置図の追記

P4-8  
北海道の実施した調査結果により人的被害の恐れがなくなったため削除

P4-7  
土砂災害指定区域の指定による見直し、削除

P4-23  
防災ハザードマップ改訂に伴う修正

P4-25  
同上

別表第3 (4の(4)関係)

民間調達水防資器材

令和2年3月5日現在

水防資器材			麻袋	PP袋 土のう	縄	土砂
調達先	所在地	電話番号	袋	袋	巻	m <sup>3</sup>
たきかわ農業協同組合生産資材センター (広域営農センター内)	北滝の川1	23-1333	2,800	1,500	7	
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	300	5,200	150	
(株)新谷宍戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000
合計			3,100	6,700	157	5,000

(略)

(管理者：札幌開発建設部滝川河川事務所 TEL76-2211)

令和2年3月5日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
物資	土木用材	紅白土のう		袋	6500	
資材	シート	防水シート		枚	6	ブルーシート
資材	油処理材	吹流しオイルプロッター	F-1型	箱	2	
資材	油処理材	オイルマット	もりの木太郎 MPW-45	箱	3	20枚入り
資材	土木用材	小型土のう袋	480×620mm、紐付、PP製国産品	袋	1500	
資材	土木用材	耐候性大型土のう	φ1100×H1100mm 2t用 短期仮設(1年対応)	枚	18	
資材	土木用材	木杭(防腐処理からまつ)	末口9cm L=1.20m 先削り・皮剥を含む	本	17	
資材	土木用材	亜鉛めっき鉄線	径3.2mm JIS G 3547	巻き	1	
資材	土木用材	ブルーシート	幅3.6m 長5.4m	枚	2	
資材	土木用材	タフネルフェンス	TF-200型、5m	枚	100	

(略)

別表第3 (4の(4)関係)

民間調達水防資器材

令和3年1月28日現在

水防資器材			麻袋	PP袋 土のう	縄	土砂
調達先	所在地	電話番号	袋	袋	巻	m <sup>3</sup>
たきかわ農業協同組合生産資材センター (広域営農センター内)	北滝の川1	23-1333	2,700	2,300	8	
橋本伴三商店	栄町2丁目6番26号	23-3133	300	8,700	170	
(株)新谷宍戸建設	朝日町西3丁目1番13号	22-4050				5,000
合計			3,000	11,000	178	5,000

(略)

(管理者：国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所 TEL76-2211)

令和2年4月21日現在

区分	分類	種別	規格	単位	数量	備考
資材	土木用材	麻袋土のう		袋	1500	
資材	土木用材	耐候性大型土のう	φ1100×H1100mm 2t用 短期仮設(1年対応)	枚	18	
資材	土木用材	木杭(防腐処理からまつ)	末口9cm、L=1.20m 先削り・皮剥を含む	本	17	
資材	土木用材	亜鉛めっき鉄線	径3.2mm JIS G 3547	巻き	1	

(略)

P4-29  
資機材数変更に伴う修正

P4-29  
正規の名称に変更及び最新の表に更新

樋門・樋管管理状況等一覧表

図面 番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	管 理 者 電話番号	断面形状
1	中島樋門	滝 川	札 建 滝 川 河 川	76-2211	1.2×1.2~1
2	西町樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2
3	西裡樋門	〃	〃	〃	5.8×7.0~1
4	西滝川6丁目樋門	〃	空 知 土 地 区 改 良 区	75-2125	3.0×4.5~1
5	たこ 蛸の首樋門	〃	札 建 滝 川 河 川	76-2211	5.8×5.0~2
			〃	〃	〃
6	江部乙9丁目樋門	江 部 乙	〃	〃	1.5×1.2~1
7	江部乙12丁目樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
8	江部乙16丁目樋門	六 戸 島	〃	〃	2.0×1.5~1
9	手 島 樋 門	〃	〃	〃	2.0×2.3~2
			〃	〃	〃
10	滝川市東町樋門	滝 川 東 町	札 建 滝 川 河 川	76-2211	1.2×1.2~1
11	滝川市街1号樋門	〃	〃	〃	1.5×1.5~1
12	滝川市街2号樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
13	滝川市街3号樋門	〃	〃	〃	2.0×1.5~1
14	滝川市街4号樋門	〃	〃	〃	1.2×1.2~1

樋門・樋管管理状況等一覧表

図面 番号	名 称	場 所 (河川名) (築堤名)	管理者	管 理 者 電話番号	断面形状
1	中島樋門	滝 川	札 建 滝 川 河 川	76-2211	1.2×1.2~1
2	西町樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2
3	西裡樋門	〃	〃	〃	5.8×7.0~1
4	たこ 蛸の首樋門	〃	札 建 滝 川 河 川	76-2211	4.3×6.0~1
			滝 川 市 ( 農 政 課 )	23-1230	-
5	江部乙9丁目樋門	江 部 乙	〃	〃	1.5×1.2~1
6	江部乙12丁目樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
7	江部乙16丁目樋門	六 戸 島	〃	〃	2.0×1.5~1
8	手 島 樋 門	〃	〃	〃	2.0×2.3~2
			〃	〃	〃
9	滝川市東町樋門	滝 川 東 町	札 建 滝 川 河 川	76-2211	1.2×1.2~1
10	滝川市街1号樋門	〃	〃	〃	1.5×1.5~1
11	滝川市街2号樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
12	滝川市街3号樋門	〃	〃	〃	2.0×1.5~1
13	滝川市街4号樋門	〃	〃	〃	1.2×1.2~1
14	小野川樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2

P4-32  
樋門改修工事に伴う  
変更

15	小野川樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~2
					〃
16	東滝川1号樋門	東滝川	〃	〃	1.5×1.5~1
17	東滝川2号樋門	〃	〃	〃	〃
18	江部乙川第2樋管	江部乙川右岸	〃	〃	φ0.9~1
19	江部乙川第3樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
20	江部乙川第1樋管	江部乙川左岸	〃	〃	φ0.9~1
21	2号排水樋管	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
22	3号排水樋管	〃	〃	〃	〃
23	4号排水樋管	〃	〃	〃	〃
24	1号排水樋門	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
25	3号排水樋門	〃	〃	〃	〃
26	2号排水樋門	〃	〃	〃	〃
27	5号排水樋管	熊穴川左岸	〃	〃	〃
28	寺崎樋管	〃	〃	〃	〃

			〃	〃	〃
<u>15</u>	東滝川1号樋門	東滝川	〃	〃	1.5×1.5~1
<u>16</u>	東滝川2号樋門	〃	〃	〃	〃
<u>17</u>	江部乙川第2樋管	江部乙川右岸	〃	〃	φ0.9~1
<u>18</u>	江部乙川第3樋門	〃	〃	〃	2.0×2.0~1
<u>19</u>	江部乙川第1樋管	江部乙川左岸	〃	〃	φ0.9~1
<u>20</u>	2号排水樋管	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
<u>21</u>	3号排水樋管	〃	〃	〃	〃
<u>22</u>	4号排水樋管	〃	〃	〃	〃
<u>23</u>	1号排水樋門	熊穴川右岸	空知総合振興局 札幌建設管理部 滝川出張所	22-3434	φ0.6~1
<u>24</u>	3号排水樋門	〃	〃	〃	〃
<u>25</u>	2号排水樋門	〃	〃	〃	〃
<u>26</u>	5号排水樋管	熊穴川左岸	〃	〃	〃
<u>27</u>	寺崎樋管	〃	〃	〃	〃

P4-34  
番号の変更

第6節 消防計画

(略)

3 火災警報及び伝達計画

(略)

(2) 火災警報発令条件

ア 実効湿度が65%以下にして最小湿度が45%以下となり、平均風速7m/s以上のとき、又はその見込みのとき。

イ 実効湿度が60%以下となり、平均風速7m/sを超えるとき

(略)

7 消防力等の現況

令和2年3月現在

人員・機会別 組織別		人員(人) 職定 員・ 団 員 数	機 械 (台)								
			タンク車	ポンプ車	30M級	はしご車	小型動力付車	ポンプ車	水そう車	救急車	指揮車
本部・署	消防本部	11									1
	滝川消防署	46	3	1	1			2	1		
	江竜支署	19	1				1	1			1
	小計	76	4	1	1	1	1	3	1		2

第6節 消防計画

(略)

3 火災警報 及び伝達計画

(略)

(2) 火災警報発令条件

ア 実効湿度が65%以下 であって、最低湿度が45%以下となり、平均風速が毎秒7mをこえるとき。

イ 実効湿度が60%以下 であって、平均風速が毎秒7mをこえるとき

(略)

7 消防力等の現況

令和3年2月現在

人員・機械別 組織別		人員(人) 職定 員・ 団 員 数	機 械 (台)								
			タンク車	ポンプ車	はしご車	水そう車	救急車	指揮車	広報車		
本部・署	消防本部	<u>18</u>									1
	滝川消防署	<u>48</u>	3	1	1			2	1		<u>1</u>
	江竜支署	19	1				1	1			1
	小計	<u>85</u>	4	1	1	1	1	3	1		2

P4-38  
文言の追記・修正

P4-40  
最新の数値に修正

第5章 災害応急対策計画

(5) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。

基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。

○：指定緊急避難場所      ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの

－：指定対象外（対象とする災害が想定されない）

施設名	所在地	指定緊急避難場所			
		洪水	土砂災害	地震	大規模な火事
明苑中学校	新町4丁目9番1号	×	－	○	○
滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	×	－	○	○
滝川高等学校	緑町4丁目5番77号	×	－	○	○
滝川工業高等学校	二の坂町西1丁目1番5号	○	－	○	○
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	○	○	○	○
滝川第一小学校	一の坂西2丁目1番70号	○	○	○	○
東小学校	文京町2丁目1番1号	○	○	○	○
滝川市スポーツセンター	第1体育館	二の坂町東3丁目2番1号	○	－	○
	第2体育館				
滝の川公園	二の坂町東3丁目2番	○	－	○	○
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	○	－	○	○
東滝川地区転作研修センター	東滝川町3丁目1番26号	○	－	○	×
花・野菜技術センター	東滝川735番地1	○	－	○	○
開西中学校	西町3丁目7番12号	×	－	○	○
西小学校	西町6丁目7番17号	×	－	○	○
滝川西高等学校	西町6丁目3番1号	×	－	○	○
江部乙小学校	江部乙町東13丁目1426	○	－	○	○
江部乙中学校	江部乙町1118番地1	○	－	○	○
丸加高原健康の郷（広場等）	江部乙町3949番地14	○	－	○	○

注：今後耐震化する施設については、その都度「地震」における指定緊急避難場所へ指定する。

指定緊急避難場所の開設等

避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている指定緊急避難場所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定し実施する。

。

(6) 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生した場合に避難のために立退きを行った居住者、滞在者及びその他の被災者等を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設をいう。

P5-13  
避難所等変更計画書  
により削除

避難対象地区	指定避難所		施設管理責任者	連絡電話番号
	名称	収容人員		
中島町、空知町、新町、花月町	明苑中学校	1,100 人	学 校 長	23-2129
	滝川第三小学校	1,400 人	〃	24-6105
	文化センター	1,300 人	指定管理者	23-1281
	こどもセンターめもる	400 人	所 長	24-0792
栄町、大町、本町、東町、緑町、明神町	東地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会長	22-2966
	滝川高等学校	1,900 人	学 校 長	23-1114
	滝川中央保育所	200 人	所 長	23-2831
	本町地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会長	22-5385
	中央児童センター	650 人	保健福祉部	23-3676
二の坂町、文京町、黄金町、朝日町、一の坂町、南滝の川、流通団地	滝川工業高等学校	2,400 人	学 校 長	22-1601
	江陵中学校	1,900 人	〃	24-6156
	滝川第一小学校	2,200 人	〃	23-2219
	東小学校	1,700 人	〃	23-1591
	中地区コミュニティセンター	200 人	運営委員会長	23-1909
	滝川市スポーツセンター	2,700 人	指定管理者	23-4617
	三世代交流センター北地区分館	100 人	運営委員会長	23-0622
東滝川、東滝川町	東滝川地区転作研修センター	200 人	運営委員会長	28-2141
	花・野菜技術センター	260 人	場 長	28-2800
北滝の川、滝の川町、屯田町	滝川第二小学校	1,600 人	学 校 長	23-2786
	北地区コミュニティセンター	200 人	運営委員長	24-7885
西町、泉町、幸町、有明町、扇町、西滝川	開西中学校	1,000 人	学 校 長	23-3549
	西小学校	1,700 人	〃	24-6275
	滝川西高等学校	2,500 人	〃	24-7341
	三世代交流センター	350 人	指定管理者	24-0500
	泉町福祉会館	150 人	運営委員長	
	扇町地区コミュニティセンター	80 人	運営委員会長	23-7623
	幸町地区コミュニティセンター	110 人	運営委員会長	23-7117
滝川ふれ愛の里	400 人	指定管理者	26-2000	
江部乙町	江部乙小学校	1,600 人	学 校 長	75-2404

P5-14  
避難所等変更計画書  
に基づき削除

江部乙中学校	1,200 人	〃	75-2260
江部乙地区コミュニティセンター	300 人	運営委員長	75-2585
農村環境改善センター	800 人	指定管理者	75-2841
江部乙保育所	100 人	滝川市社会福祉事業団	75-2134

(7) 広域避難場所（大火災やそれに準ずる事態が発生した場合等に周辺地区から避難者を収容する場所をいう。）

避難対象地区	避難場所名称・面積	施設管理責任者	連絡電話番号	
全地域	滝の川公園（運動広場等）	179,600 m <sup>2</sup>	指定管理者	23-4617
	滝川ふれ愛の里（広場等）	36,700 m <sup>2</sup>	指定管理者	26-2000
	丸加高原健康の郷（広場等）	126,000 m <sup>2</sup>	産業振興部	75-5451

(8) 福祉避難所

避難所等で避難生活が困難な高齢者、障がい者などの要配慮者を収容するための福祉避難所は必要に応じて指定し開設する。

(9) 一時避難場所

市立小中学校のグラウンド及び駅前広場並びに全ての都市公園を指定する。

(10) 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所（以下「避難所」という。）の運営管理

ア 避難所には救護部長の指名する運営管理者及び補助者を置くものとする。

イ 運営管理者は、本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の収容、避難者との連絡、避難状況の掌握に努め、避難者に対する情報の提供、指示等に当たるほか、避難者の安全確保及び混乱の防止を図ると同時に、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

ウ 避難所の運営については、別に定める避難所運営マニュアルに基づき、町内会、自主防災組織、ボランティア団体等民間団体の協力を得て行うものとする。

エ 市は避難者の健全な住生活の確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(11) 避難誘導及び避難方法

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、対策本部救護部、消防職員、消防団員及び警察官が協力して行うものとする。この場合に、避難指示の伝達、避難者の掌握等を行うため、必要に応じ民間団体の協力を得るものとする。

イ 避難経路の表示

避難経路を避難住民に徹底させる必要があると認めたときは、その安全を確認し、要所に誘導員を配置する。また、状況により標示板等を設置し、事故の防止を図るものとする。

ウ 避難の順位

避難させる場合には、傷病者、避難行動要支援者を優先的に避難させるものとする。

エ 避難の方法

(ア) 避難は避難者自ら行うことを原則とする。

(イ) 自力で避難できない場合、避難途中で危険がある場合又は病院等の入院患者等の避難については、車両を利用して行う。

(ウ) 避難が広域にわたり、大規模な移送を要し、市において対応処理ができないときは、他の市町村等又は自衛隊に対して応援要請又は派遣要請依頼を行う。

(エ) 避難に当たっては、避難誘導者は、避難経路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行うものとする。また、市は平常時から現状を把握のうえ、危険区域等の避難路の確保を図るものとする。

(12) 避難所の仮設

P5-15  
避難所等変更計画書  
に基づき削除

P5-16  
同上

避難所が使用不能となった場合又は避難所に収容しきれなくなった場合には、市が指定する他地域へ移送するものとする。ただし、災害の種類、被害又は避難の状況等により、仮設避難所の設営を行うものとする。

(13) 帳簿類の整備

避難所における収容状況及び物品の受払いを明確にするため必要な帳簿を備えておくものとする。

また、個人情報の取扱いに充分配慮するものとする。

ア 避難所収容台帳

避難所収容台帳

〇〇避難所

責任者 認印	月 日	収容人員	物品使用状況		事 項	備 考
			品 名	数 量		

- (注) 1 「収容人員」欄は当日の最高収容人員を記入、収容人員の増減経過は、「事項」欄に記入すること。  
 2 「物品使用状況」欄は、開設期間中に使用した品名・数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民を収容したときは、その住所、収容期間を「備考」欄に記入すること。

イ 避難所用品受払簿

避難所用品受払簿

品 名 単 位 滝 川 市

月 日	摘 要	受	払	残	備 考

- (注) 1 「摘要」欄に購入先、受入先又は払出先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。  
 3 最終行欄に受払残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

ウ 避難所設置及び収容状況

避難所設置及び収容状況台帳

滝 川 市

避難所名	所 在 地	開設期間	実 人 員	延 人 員	開 設 日	備 考
~~~~~						
~~~~~						
~						
計						

(14) 道（空知総合振興局）に対する報告

ア 避難所の事前準備及び報告、指示を市長等が発令したときは、次の事項を記録するとともに空知総合振興局長に報告するものとする。（市長以外の者が発令したときは、市長を経由して報告すること。）

- (ア) 発令者
- (イ) 発令理由
- (ウ) 発令日時

P5-17  
 避難所等変更計画書  
 に基づき削除

<p>(エ) 避難の対象区域  (オ) 避難先  イ 避難所を開設したときは、空知総合振興局長に次の事項を報告するものとする。  (ア) 避難所開設の日時、場所及び施設名  (イ) 収容状況、収容人員  (ウ) 炊き出し等の状況  (エ) 開設期間の見込み  ウ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに空知総合振興局長に報告する。</p> <p>2 救出計画  (1) 救出実施責任者  市長（救助法の適用を受け、知事の委任を受けた場合を含む。）は警察官、消防機関等の協力を得て救出を行うが、災害が甚大であり、本部のみで救出の実施が困難な場合は、第21節の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、北海道知事（空知総合振興局長）に自衛隊派遣の要請を要求するものとする。  (2) 救出を必要とする場合  災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態の者でおおむね次に該当する場合とする。  ア 火災の際、火中に取り残された場合  イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合  ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立した場合  エ 山崩れ、地すべり等により生き埋めになった場合又は列車、自動車等の大事故が発生した場合  オ その他の大事故が発生し、多数の死傷者が生じた場合</p> <p>3 費用及び期間  被災者の避難・救出のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。その内容は、概ね「救助法による救助の程度、方法及び期間」のとおりである。</p> <p>下記「(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所」～「(16)北海道（空知総合振興局）に対する報告」については、令和元年に策定した滝川市避難所等変更計画書に基づき、令和2年4月1日から市民への周知猶予期間を持って、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>※「(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所」から「(10) 福祉避難所」については、滝川市避難所変更計画書（令和元年策定）による。</p>		<p>P5-18  避難所等変更計画書に基づき削除</p> <p>P5-19  同上</p>
--	--	--

避難所一覧表

指定避難所 名称	基幹 避難所	地域 避難所	地震 (耐震化済)		指定緊急避難場所 (災害種別)			
			見直し後収容 人数 ~20%縮小	大規模水害時 (浸水想定区 域外) 見直し後収容 人数 ~20%縮小	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事 (敷地のみ)
明苑中学校		○	553~664		×	-	○	○
滝川第三小学校	○		493~590		×	-	○	○
文化センター					×	-	×	○
こどもセンターめもる		○	71~85		×	-	○	×
東地区コミュニティセンター		○	79~95		×	-	○	×
滝川高等学校		○	544~653		×	-	○	○
本町地区 コミュニティセンター		○	79~95		×	-	○	×
中央児童センター		○	294~353		×	-	○	×
滝川工業高等学校		○	342~410	342~410	○	-	○	○
江陵中学校	○		452~542	452~542	○	○	○	○
滝川第一小学校		○	524~629	524~629	○	○	○	○
東小学校	○		401~481	401~481	○	○	○	○
中地区コミュニティセンター		○	77~92	77~92	○	-	○	×
滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378~454	378~454	○	-	○	○
滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225~270	225~270	○	-	○	○
三世代交流センター 北地区分館		○	44~53	44~53	○	-	○	×
東滝川地区転作研修センター	○		90~108	90~108	○	-	○	×
花・野菜技術センター	○		82~98	82~98	○	-	○	○
滝川第二小学校		○	509~611	509~611	○	-	○	○
北地区コミュニティセンター		○	71~85	71~85	○	-	○	×
関西中学校	○		409~491		×	-	○	○
西小学校		○	344~413		×	-	○	○
滝川西高等学校		○	807~969		×	-	○	○
三世代交流センター		○	197~236		×	-	○	×
泉町福祉会館		○		64~77	○	×	-	×
扇町地区 コミュニティセンター		○	52~62		×	-	○	×
幸町地区 コミュニティセンター		○	64~77	64~77	○	-	○	×
滝川ふれあいの里		○	86~103		×	-	○	○
江部乙小学校		○	259~311	259~311	○	-	○	○
江部乙中学校		○	317~380	317~380	○	-	○	○
農村環境改善センター		○	231~277	231~277	○	-	○	○
計			8,074 ~9,687	4,130 ~4,955				

避難所一覧表

指定避難所 名称	基幹 避難所	地域 避難所	地震 (耐震化済)		指定緊急避難場所 (災害種別)			
			見直し後収容 人数 ~20%縮小	大規模水害時 (浸水想定区 域外) 見直し後収容 人数 ~20%縮小	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事 (敷地のみ)
明苑中学校		○	553~664		×	-	○	○
滝川第三小学校	○		493~590		×	-	○	○
文化センター					×	-	×	○
こどもセンターめもる		○	71~85		×	-	○	×
東地区コミュニティセンター		○	79~95		×	-	○	×
滝川高等学校		○	544~653		×	-	○	○
本町地区 コミュニティセンター		○	79~95		×	-	○	×
中央児童センター		○	294~353		×	-	○	×
滝川工業高等学校		○	342~410	342~410	○	-	○	○
江陵中学校	○		452~542	452~542	○	○	○	○
滝川第一小学校		○	524~629	524~629	○	○	○	○
東小学校	○		401~481	401~481	○	○	○	○
中地区コミュニティセンター		○	77~92	77~92	○	○	○	×
滝川市スポーツセンター 第1体育館	○		378~454	378~454	○	-	○	○
滝川市スポーツセンター 第2体育館	○		225~270	225~270	○	-	○	○
三世代交流センター 北地区分館		○	44~53	44~53	○	-	○	×
東滝川地区転作研修センター	○		90~108	90~108	○	-	○	×
花・野菜技術センター	○		82~98	82~98	○	-	○	○
滝川第二小学校		○	509~611	509~611	○	-	○	○
北地区コミュニティセンター		○	71~85	71~85	○	-	○	×
関西中学校	○		409~491		×	-	○	○
西小学校		○	344~413		×	-	○	○
滝川西高等学校		○	807~969		×	-	○	○
三世代交流センター		○	197~236		×	-	○	×
泉町福祉会館		○		64~77	○	×	-	×
扇町地区 コミュニティセンター		○	52~62		×	-	○	×
幸町地区 コミュニティセンター		○	64~77	64~77	○	-	○	×
滝川ふれあいの里		○	86~103		×	-	○	○
江部乙小学校		○	259~311	259~311	○	-	○	○
江部乙中学校		○	317~380	317~380	○	-	○	○
農村環境改善センター (「道の駅たきかわ」 の施設を含む)		○	231~277	231~277	○	-	○	○
計			8,074 ~9,687	4,130 ~4,955				

P5-21  
計画の見直しによる  
記載の修正

(8) 水害時における避難所開設の考え方  
(略)  
イ 小規模水害時の避難所の開設と運営  
(略)

低地帯の浸水予想区域番号	地区町名	避難者想定人数	想定される避難所
1	一の坂町	120人	中地区コミュニティセンター

(略)  
(10) 福祉避難所  
(略)  
ア 福祉避難所における避難所の開設と運営  
(略)

福祉避難所 (防災協定)	地震 (耐震化済)	大規模水害時 (浸水想定区域外)	備考 受入可能な要介護度 (参考)
老人保健施設ナイスケアすずかけ	70	70	要介護1～5
ほほえみ工房	40	40	※1
サービス付き高齢者向け住宅ゆい	5		要介護1・2
介護付き有料老人ホームあおぞら	5		要介護1～5
滝川市西町デイサービスセンター	10		要介護1～5
計	130	110	

(11) 一時避難場所  
市立小中学校のグラウンド及び広場並びに全ての都市公園を指定する。  
(略)

第6節 食料供給計画  
(略)

3 食料供給の方法  
別表(3の(2)関係)

施設名	所在地	1回当り 炊出能力	電話番号
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786
滝川第三小学校	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105
西小学校	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275
東小学校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156
開西中学校	西町3丁目7番12号	31.5kg	23-3549
江部乙共同調理場	江部乙町東13丁目1426番地1	31.5kg	75-2404

(8) 水害時における避難所開設の考え方  
(略)  
イ 小規模水害時の避難所の開設と運営  
(略)

低地帯の浸水予想区域番号	地区町名	避難者想定人数	想定される避難所
1	一の坂町	120人	中地区コミュニティセンター 江陵中学校 滝川第一小学校 東小学校

(略)  
(10) 福祉避難所  
(略)  
ア 福祉避難所における避難所の開設と運営  
(略)

福祉避難所 (防災協定)	地震 (耐震化済)	大規模水害時 (浸水想定区域外)	備考 受入可能な要介護度 (参考)
老人保健施設ナイスケアすずかけ	70	70	要介護1～5
滝川市老人ホーム緑寿園	30	30	要介護1～5
ほほえみ工房	40	40	※1
サービス付き高齢者向け住宅ゆい	5		要介護1・2
介護付き有料老人ホームあおぞら	5		要介護1～5
滝川市西町デイサービスセンター	10		要介護1～5
計	160	140	

(11) 一時避難場所  
災害時又は災害の到来に備えて、一時的に身の安全確保を図るために退避等する場所として、市立小中学校のグラウンド、駅前広場、道の駅たきかわ及び全ての都市公園を指定する。  
(略)

第6節 食料供給計画  
(略)

3 食料供給の方法  
別表(3の(2)関係)

施設名	所在地	1回当り 炊出能力	電話番号
滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1番45号	31.5kg	23-2786
滝川第三小学校共同調理場	花月町2丁目2番12号	31.5kg	24-6105
西小学校共同調理場	西町6丁目7番17号	31.5kg	24-6275
東小学校	文京町2丁目1番1号	31.5kg	23-1591
江陵中学校	黄金町西1丁目7番18号	31.5kg	24-6156
江部乙共同調理場	江部乙町東13丁目1426番地1	31.5kg	75-2404

P5-23  
計画の見直しによる  
避難所の追加記載

P5-25  
計画の見直しによる  
福祉避難所の追加記載

P5-25  
「道の駅」を追記

P5-30  
文言の追記

第15節 消防防災ヘリコプター活用計画  
(略)  
2 緊急運航の要請  
(略)

8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地

番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況
1	滝川航空公園(滝川スカイパーク滑走路)	中島町地先石狩河川敷	除雪 無	舗装
	標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒			
2	江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁1426	除雪 無	土
	標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒			

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

◇ 消防防災関係業務



第15節 消防防災ヘリコプター活用計画  
(略)  
2 緊急運航の要請  
(略)

(4) 災害要請等に関する申請書等は、北海道防空航空室の公式ホームページより入手し、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領による。

(略)  
8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地

番号	名 称	所 在 地	冬期使用可否	表面
1	滝川航空場(スカイパーク)	中島町河川敷地	否	コンクリ
	標点 北緯43度32分45秒 東経141度53分42秒			
2	滝川江部乙小学校	江部乙町東13丁目1426	否	草地
	標点 北緯43度37分50秒 東経141度56分48秒			
3	滝川江部乙中学校	江部乙町1118番地	否	草地
	標点 北緯43度37分16秒 東経141度57分02秒			
4	滝川開西中学校	西町3丁目7番12	否	草地
	標点 北緯43度34分01秒 東経141度54分05秒			
5	滝川江陵中学校	黄金町西1丁目7番	否	草地
	標点 北緯43度34分29秒 東経141度54分42秒			
6	滝川西小学校	西町6丁目7番	否	草地
	標点 北緯43度37分03秒 東経141度53分51秒			
7	滝川東小学校	文京町2丁目1番	否	草地
	標点 北緯43度33分58秒 東経141度55分38秒			
8	滝川西高等学校	西町6丁目3番	否	草地
	標点 北緯43度33分46秒 東経141度53分42秒			
9	滝川第一小学校	一の坂町西2丁目1	否	草地
	標点 北緯43度33分58秒 東経141度54分35秒			
10	滝川第二小学校	滝の川町東1丁目1	否	草地
	標点 北緯43度34分58秒 東経141度55分18秒			
11	滝川第三小学校	花月町2丁目2番	否	草地
	標点 北緯43度33分08秒 東経141度54分24秒			
12	滝川明苑中学校	新町4丁目9番	否	草地
	標点 北緯43度37分50秒 東経141度56分48秒			

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

◇ 消防防災関係業務



5-52  
計画変更による見直し

P5-53  
離着陸可能地の追加

P5-54  
計画変更による修正

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

月 日 時 分

次のとおり、ヘリコプターの出動を要請します。

要請機関名	
担当者職氏名	
連絡先	

災害の状況・派遣理由	覚知	年 月 日 時 分
	災害発生日時	年 月 日 時 分
	災害発生場所	
	災害名	
	災害発生状況・措置状況	

派遣を必要とする区域		希望する活動内容	
------------	--	----------	--

気象の状況

離着陸場の状況	離着陸場名	
	特記事項	(照明・Hマーク、吹き渡し、離着陸場の状況)

必要とする資機材	現地での資機材確保状況	
	特記事項	

傷病者の搬送先		救急自動車等の手配状況	
---------	--	-------------	--

他機関の応援状況	他に応援要請している機関名	
	現場付近で活動中の航空機の状況	

現地最高指揮者 (機関名) (職氏名)

無線連絡方法 (周波数) Hz

その他参考となる事項

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

P5-55  
計画変更による削除

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者

北海道総務部危機管理監 様

滝川市長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

救急患者の緊急搬送情報伝達票（第 報）

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	電話	FAX			
担当者 課名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	医師	氏名			
担当者（医師名）					
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電 話	FAX				
受入れ医療機関の了承	有	無			
4 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
住 所	体重	kg	職業		
病 名	現 状				
経 過					
5 付添搭乗者（医師、看護婦の所属： 依頼病院・受入れ医療機関）					
氏名	医 師	年齢	歳	体重	kg
	看護婦	年齢	歳	体重	kg
	付添人	続柄	年齢	歳	体重 kg
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴	（規格	×	、重量	g	）
②保育器	（規格 H	×W	×L	、重量	g
③酸素吸入器	（規格	×	、重量	g	）
④その他	（名称	、規格	×	、重量	g
(2) 積載される機器の種類、重量、規格					
①依頼病院	kg	kg	kg		
②受入れ医療機関	kg	kg	kg		
現地離着陸場	メモ				

救急患者緊急搬送処理票 (北海道防災航空室)

※確認事項

気象 ・ 丘珠空港 ・ 着陸地 (管制 ・ CAB ・ 空港施設) ・  
救急車 (現地 ・ 到着地) ・ 給油

7 フライト決定	年 月 日 時 分			
	運航機関名		機種	

8 ヘリコプター等のフライト決定通知  
防災航空室から市 年 月 日 時 分  
【伝達方法：電話 (伝達先氏名 ) ・ FAX 】

9 ヘリコプター等のフライト情報の伝達

◎総括管理者 (危機対策課)	電話伝達先氏名	《TEL 231-4111 内 22-561》
	( )	《FAX 231-4314》
◎空知総合振興局 (地域政策課)	電話伝達先氏名	《TEL 0126-20-0033》
	( )	《FAX 0126-25-8144》
◎道警察航空隊	電話伝達先氏名	《TEL 251-0110 内 753222》
	( )	《FAX 781-4944》
◎札幌消防航空隊	電話伝達先氏名	《TEL 784-0119》
	( )	《FAX 784-0290》
◎陸上自衛隊北部方面總監部 運用室運用班	電話伝達先氏名	《TEL 511-7116 内 2574》
	( )	《FAX 511-7116 内 2722》
◎航空自衛隊 第2航空団防衛班	電話伝達先氏名	《TEL 0123-23-3101 内 2231》
	( )	《FAX 0123-23-3101 内 2769》
◎第一管区海上保安 本部救難課	電話伝達先氏名	《TEL 0143-27-6171 内 282》
	( )	《FAX 0134-27-6187》

10 ヘリコプター等の発着時刻

	救 急 車		ヘ リ コ プ タ ー	
	場 所	時 刻	場 所	時 刻
現	(病院等)	(発) :	(丘珠)	(発) :
			給油	(着) :
地	(ヘリポート)	(着) :	(現地)	(発) :
				(着) :
目	(ヘリポート)	(発) :	(現地)	(発) :
的	(病院等)	(着) :	(目的地)	(着) :

時刻 : 上段 ・ 予定時刻、下段 ・ 実時刻

メモ

P5-58  
計画変更による削除

次の第24節 石狩川滝川地区水害タイムラインについては、令和2年度に開催される「第12回石狩川滝川地区水害タイムライン検討会」と同日にて施行する。

第6章 地震災害対策計画  
第3節 滝川市の社会的情勢  
(略)

1 人口の集中

滝川市の人口は、平成17年の国勢調査で45,562人と平成2年の国政調査以降減少傾向にあるが、人口集中地区には市の人口全体の7割以上が集中している状況である。人口が集中することに伴い、被災人口の増加と火災の多発及び延焼地域拡大の要因となるばかりでなく、交通量も増加することなどから、一旦地震が発生した場合は、大きな交通障害等が被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、さらに被害を波及拡大する要因となる。

(略)

第7章 事故災害対策計画  
(略)

第4節 大規模な火事災害対策計画  
(略)。

1 災害予防

(略)。

- (1) 実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7 m/s以上のとき
- (2) 実効湿度で60%以下のときは、風速7 m/s以上のとき

(略)

第6章 地震災害対策計画  
第3節 滝川市の社会的情勢  
(略)

1 人口の集中

滝川市の人口は、昭和50年代の約5万3千人をピークに減少を続け、令和元年には4万人を割り込んでいるが、全人口の約70%は、いわゆる人口集中地区(全面積に対して9.2%)に集中している状況である。

人口が集中することに伴い、被災人口の増加と火災の多発及び延焼地域拡大の要因となるばかりでなく、交通量も増加することなどから、一旦地震が発生した場合は、大きな交通障害等が被災者の避難行動や消防自動車等緊急自動車の通行を阻害し、さらに被害を波及拡大する要因となる。

(略)

第7章 事故災害対策計画  
(略)

第4節 大規模な火事災害対策計画  
(略)

1 災害予防

(略)。

- (1) 実効湿度が65%以下であって、最低湿度45%以下となり、平均風速が毎秒7 mをこえるとき
- (2) 実効湿度が60%以下であって、平均風速が毎秒7 mをこえるとき

(略)

P5-81  
検討会実施に伴う記載事項の削除

P6-8  
経年変化の修正

P7-11  
文言の追記・修正